

国立市生産緑地地区 追加指定について

目 次

- 1. 生産緑地地区追加指定の流れ p. 1
- 2. 生産緑地法の概要 p. 2
- 3. 国立市生産緑地地区指定基準 p. 3～5
- 4. 生産緑地地区指定申請書等の記入方法 p. 6
- 5. 生産緑地地区指定申請書等の記入例 p. 7～12

添付資料 様式（第1号様式から第5号様式）

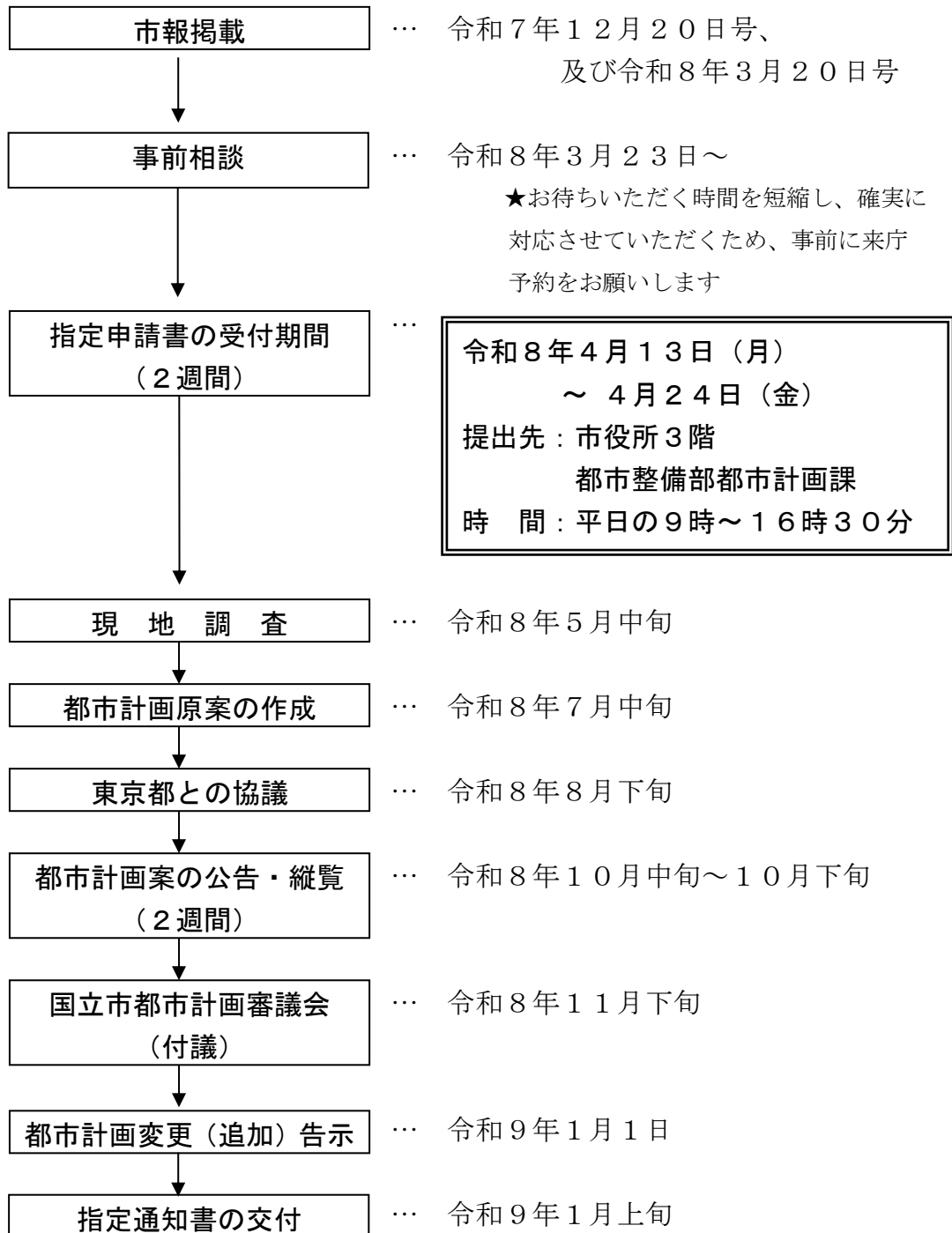
問合せ先

国立市 都市整備部 都市計画課 都市計画係

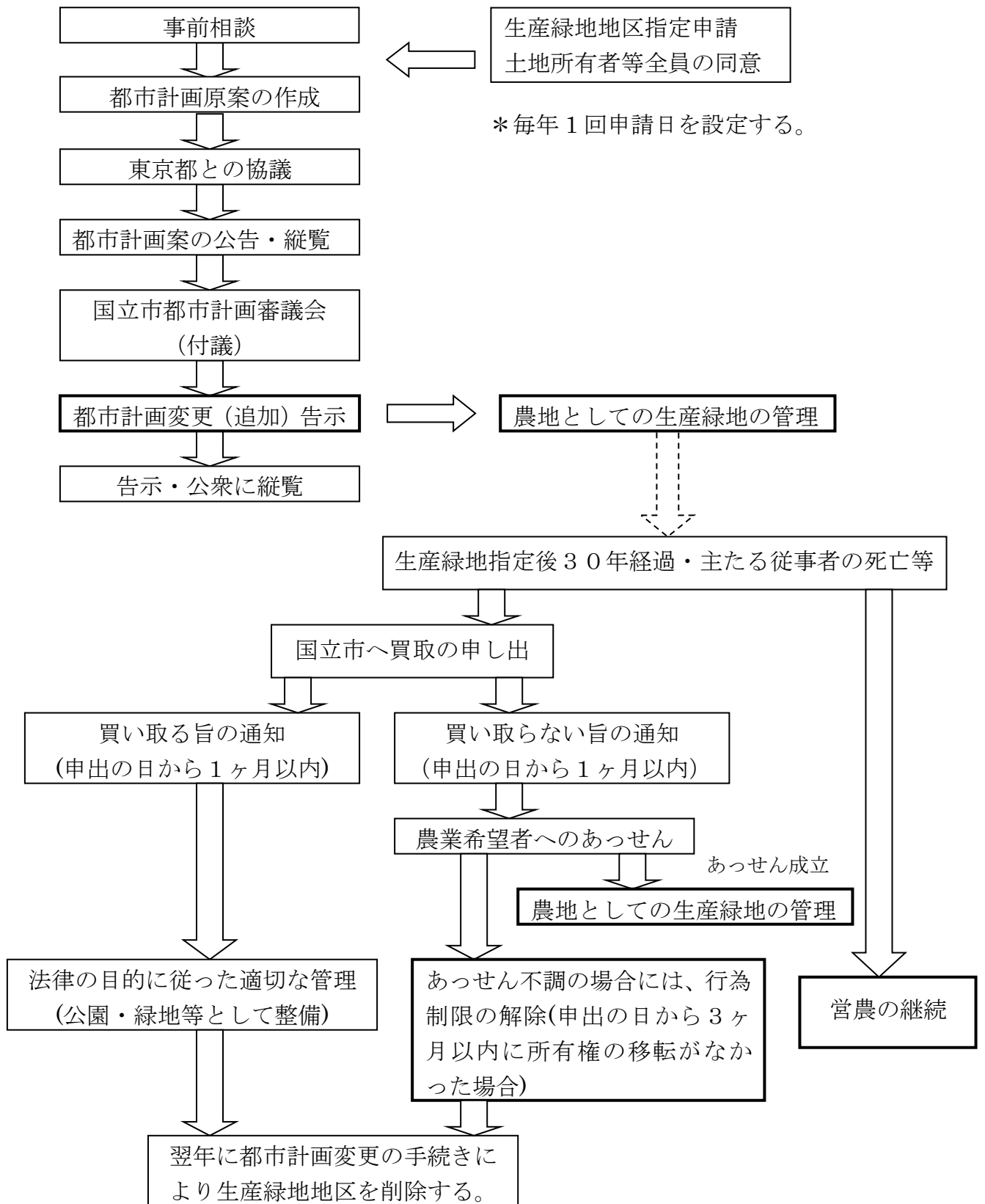
TEL 042-576-2111 （内線 361）

担当 松原、町田

1. 生産緑地地区追加指定の流れ（令和8年度の予定）



2. 生産緑地法の概要



3. 国立市生産緑地地区指定基準

(趣 旨)

第1条 この基準は、都市農地等を計画的かつ永続的に保全し、良好な都市環境の形成に資するため、生産緑地法（昭和49年法律第68号）に基づく生産緑地地区の指定について必要な事項を定めるものとする。

(指定要件)

第2条 生産緑地地区に指定できる農地等は、次に掲げる要件に該当する一団の区域とする。

- (1) 公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効果があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適していること。
- (2) 面積が国立市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条件を定める条例（平成30年3月30日条例第3号）に定める規模に関する条件を満たす区域の規模であること。なお、農地等が幅員8m以下の道路により分断されていても一団の土地とみなすことができる。
- (3) 用排水その他の状況を勘案して農林漁業の継続が可能な条件を備えていると認められるものであること。
- (4) 相当期間にわたって農業経営等の継続が期待できるものであること。
- (5) 登記がされた一筆の土地を単位とする区域であること。

(指定する農地等)

第3条 地域の実情を踏まえ、次の各号のいずれかに該当する農地等について、生産緑地地区に指定する。

- (1) 国立市都市計画マスタープランに位置付けられているもの
- (2) 国立市緑の基本計画に位置付けられているもの
- (3) まちづくりを進めていく上で、公共施設用地等の確保の観点から必要なもの
- (4) 既に指定された生産緑地地区と一体化又は整形化を図ることができ、一団の土地となるもの
- (5) 市民農園等として利用することができるもの
- (6) 災害対策の観点から効果が期待できるもの

(指定しない農地等)

第4条 第2条の規定にかかわらず、都市計画的な観点から、次の各号のいずれかに該当する農地等については、原則として生産緑地地区に指定しないものとする。

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項第7号又は第5条第1項第6号の規定による転用の届出が行われているもの。ただし、当該届出後の状況の変化により、現に、再び農林漁業の用に供されている土地で、当該土地において将来的にも農林漁業が継続して営まれることが確認される場合等で、市長が認めるときは、この限りではない。
- (2) 近隣商業地域が指定されている区域

(地区の指定)

第5条 生産緑地地区の指定は、当該地区の土地利用の動向を勘案し、指定対象農地等の所有者に生産緑地地区指定に関する必要書類の提出を求め、審査の上、必要と認められるものについて行うものとする。

(適正管理)

第6条 生産緑地地区に指定した農地等の適正管理については、良好な都市環境の形成に資するよう、農業委員会の協力の下に、指導を行うものとする。

付 則

この基準は、平成15年4月18日から施行する。

付 則（平成21年9月1日訓令第66号）

この訓令は、平成21年9月1日から施行する。

付 則（平成22年4月22日訓令第38号）

この訓令は、平成22年4月22日から施行し、改正後の国立市生産緑地地区指定基準の規定は、平成21年12月15日から適用する。

付 則（平成30年4月24日訓令第31号）

この訓令は、平成30年5月1日から施行する。

付 則（令和元年9月25日訓令第26号）

この訓令は、農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第12号）の施行の日から施行する。

付 則（令和4年3月1日訓令第7号）

この訓令は、令和4年3月1日から施行する。

付 則（令和6年3月4日訓令第17号）

この訓令は、令和6年3月4日から施行する。

4. 生産緑地地区指定申請書等の記入方法

申請書等は次の手順で記入してください。

1. 公図の写しに申請される農地を一団で「赤線」で囲み、筆ごとに農地番号を付ける。
2. 農地等明細書（第3号様式）には公図の写しに記入した農地番号の順に全部事項証明書を見ながら必要事項を記入。
3. 指定同意書(第2号様式)には農地等明細書(第3号様式)に記入した内容を見ながら必要事項を記入。
(※関係権利者全員の実印を捺印し、全員の印鑑証明書が必要です。)
4. 指定申請書（第1号様式）には、農地等明細書(第3号様式)に記入した農地面積の合計と筆ごとの全部事項証明書、案内図、公図の写し、印鑑証明書の枚数を記入。
5. 営農等概要書（第4号様式）は、申請作物と農業従事者が同じ場合、農地番号の欄に農地番号をまとめて記入。
6. 誓約書（第5号様式）は申請する農地が都市計画で決定されている都市施設（道路、公園等）に該当している方のみ記入。
7. 土地の筆の一部について指定を希望する場合は、事前に分筆登記をしたうえで、筆単位での申請及び記入が必要になります。

添付書類のチェックリスト

- ①全部事項証明書・・・申請する筆ごとに必要です。(発行日から3ヶ月以内)
- ②案内図・・・・・・・・申請場所が分かるものを用意してください。
- ③公図の写し・・・・・・・・各自で用意してください。(発行日から3ヶ月以内)
- ④印鑑証明書・・・・・・・・関係権利者全員分を添付してください。
(発行日から3ヶ月以内)
- ⑤その他・・・・・・・・提出する書類の控えが必要な場合は、各自で写しを用意してください。

※①、③については原本還付にて、コピーの提出でも可とします。

公図(記入例)

申請区域を赤線でかこんでください。
申請区域はなるべく公図の中心になるようにしてください。

7



農地番号を
つけてください

記入例






(第1号様式)

1	国立都市計画生産緑地地区 指 定 申 請 書	整理番号	※ ー
<p>国立市長 濱 崎 真 也 様</p> <p>生産緑地法（昭和49年法律第68号、平成3年4月26日改正） に基づく国立都市計画生産緑地地区の指定を受けたいので、下記のと おり申請します。</p>			
1	申 請 年 月 日	年 月 日 ()	
2	ふりがな	くにたち たろう	
	申 請 者 氏 名	国 立 太 郎 印	実印
3	申 請 者 住 所	〒 186-0003	TEL 042-576-2111
		国立市富士見台2丁目47番地の1	
4	申 請 農 地 等 面 積	合 計 1,762 m ²	
5	申 請 農 地 等 所 在 地	※ 第3号様式 農地等明細書のとおり	
6	営 農 状 況	※ 第4号様式 営農概要書のとおり	
7	そ の 他 の 添 付 書 類	1 全部事項証明書	5 通
		2 案内図	1 通
		3 公図の写し	1 通
		4 印鑑証明書	4 通
		5	通
<p>記入上の注意</p> <p>1 上記太枠内の1～4及び7の該当するものについて記入してください。 (※印は記入不要。)</p> <p>2 案内図、公図の写しにそれぞれ申請区域を赤線で囲み、第3号様式農地等明細書に合わせて筆ごとに番号をつけてください。</p> <p>3 全部事項証明書は、一筆ごとに添付してください。</p>			

申請書提出の際は、実印をお持ちいただくとスムーズに処理できます。

記入例

(第2号様式)

2	国立都市計画生産緑地地区 指 定 同 意 書	整理番号	※	—
<p>国立市長 濱 崎 真 也 様</p> <p>別添第3号様式農地等明細書の農地等について、生産緑地法（昭和49年法律第68号、平成3年4月26日改正）に基づく、国立都市計画生産緑地地区の指定を受けることに同意します。</p>				
1	申請者氏名	国立 太郎	印	
2	申請者住所	〒 186-0003 国立市富士見台2丁目47番地の1		
3	権利調書			
	当該農地等における権利者の住所	権利者氏名	実印	権利の種類
	〒186-0003 国立市富士見台2-47-1	国立 太郎		所有権
	〒 〃	国立 花子		所有権
	〒 〃	国立 市郎		所有権
	〒186-0003 国立市富士見台2-47-1	役所 三郎		永小作権
	〒190-8565 立川市緑町4-2	財務省 (立川税務署)		抵当権
<p>記入上の注意</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 申請者自身が所有者の場合、権利者（所有権）でもあります。 2 印鑑証明書は、関係権利者全員分を添付してください。 (権利者数と印鑑証明書の枚数は一致します。) 3 権利の種類欄には、所有権、地上権、賃借権、登記されている永小作権、先取特権、質権、抵当権等を記入してください。 4 その権利の対象となる農地等の場所を、第3号様式農地等明細書に対応するように、農地番号を記入してください。 				

記入例

(第3号様式)

3	国立都市計画生産緑地地区	申請者 氏名	国立 太郎		申請者 住所	〒 186-0003		整理 番号	※ —	
	農地等明細書					国立市富士見台2-47-1				
農地 番号	申請農地等所在地番	面積		地目	権利者氏名	権利の 種類	摘要 (権利者氏名-権利の種類)			
1	国立市大字谷保字栗原 6232番1	公簿	240	m ²	畑	国立 太郎	所有権	役所三郎-永小作権		
2	” 6232番3	公簿	280	m ²	畑	国立 太郎	所有権	役所三郎-永小作権		
3	” 6233番1	公簿	380	m ²	田	国立 太郎	所有権	財務省-抵当権		
4	” 6233番2	公簿	452	m ²	田	国立 太郎	所有権	国立花子-所有権		
5	” 6233番3	公簿	410	m ²	田	国立 太郎	所有権	国立市郎-所有権		
6		公簿		m ²						
合計		公簿	1,762	m ²						
<p>記入上の注意</p> <p>1 農地番号は、公図の写しに筆ごとにつけた番号を記入して下さい。</p> <p>2 面積は、全部事項証明に記載されている地積をご記入下さい。</p> <p>3 権利者が複数名の場合は、摘要欄（権利者氏名-権利の種類）に記入して下さい。</p>										

記入例

(第4号様式)

4	国立都市計画生産緑地地区					申請者 氏名	国立 太郎	申請者 住所	〒 186-0003 国立市富士見台2-47-1	整理 番号	※ -
	営農概要書										
農地 番号	申請地の主な作物					農業用施設の 種類と面積(m ²)	申請農地における主な農業従事者(申請時点)				
	野菜	水陸稲	果樹	植木・苗木	その他		氏名	年齢	住所	申請者との関係	
① ②	○					①鉄骨パイプ ビニールハウス (90 m ²)	役所 三郎	55才	国立市富士見台2-48	小作人	
③	○						国立 太郎 国立 花子 国立 市郎	75 68才 46	国立市富士見台2-47-1 " "	本人 妻 長男	
④ ⑤		○				④農具小屋 (10 m ²)	"	"才	"	"	
								才			
								才			
								才			
<p>記入上の注意</p> <p>1 農地番号は、公図の写しに筆ごとに付けた番号を記入して下さい。</p> <p>2 農業用施設は、ビニールハウス、温室、農機具小屋、畜舎、休憩所等があれば、具体的な施設名とその面積を記入して下さい。</p> <p>3 農業従事者は、申請時点で当該農地において主に従事している人全員を記入してください。</p>											

誓 約 書

国立市長 濱崎 真也 様

生産緑地法（昭和49年法律第68号、平成3年4月26日改正）に基づく生産緑地地区の指定を受けた農地等については、将来都市計画法（昭和43年法律第100号）第11条第1項各号に掲げる都市施設（道路、公園等）の事業施行の際、積極的に協力いたします。

年 月 日

住 所	氏 名	印
〒 186-0003 国立市富士見台2-47-1	国立 太郎	実印